

茨城県報 第6421号

昭和51年4月30日

金曜日

(明治35年3月17日)
第三種郵便物認可

目次

告示

	ページ
●救急診療所の認定(医業務課).....	1
●土地改良事業の認可(4件)(農地管理課).....	2
●土地改良事業の適当決定(2件)(").....	2
●道路の区域変更(道路維持課).....	3
●事業計画変更の認可(下水道課).....	4

(公安委員会)

●交通規制の一部改正.....	5
-----------------	---

公告

●小売販売業者甲の臨時登録(流通対策課).....	8
●基本測量の実施(用地課).....	8
●土地立ち入り測量(").....	9
●役員の氏名及び住所(都市計画課).....	9
●都市計画の図書の縦覧(2件)(").....	10
●道路位置の指定(建築指導課).....	10
●住宅地造成事業の工事完了(").....	11

告示

茨城県告示第503号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定に基づき、次の医療機関を救急診療所として認定したので、同省令第2条の規定により告示する。

昭和51年4月30日

茨城県知事 竹内藤男

名 称 所 在 地

櫻川 整形外科医院 水戸市西原1丁目6番3号

茨城県告示第504号

昭和50年12月 8 日付で那珂湊市長薄井三郎から認可申請のあつた部田野西原地区土地改良事業を昭和51年 4 月 19 日付で土地改良法 (昭和24年法律第 195 号) 第96条の 2 第 5 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により認可したから、同法第96条の 2 第 7 項の規定により公告する。

昭和51年 4 月 30 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第505号

昭和50年12月16日付で真壁郡関城町大字犬塚 196 野尻勝英ほか23名から認可申請のあつた犬塚地区土地改良事業については、土地改良法 (昭和24年法律第 195 号) 第95条第 3 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により昭和51年 4 月 19 日認可したので、同法第95条第 4 項の規定により公告する。

昭和51年 4 月 30 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第506号

昭和51年 2 月 2 日付で吉田用土地改良区から申請のあつた塩本地区土地改良事業については、土地改良法 (昭和24年法律第 195 号) 第48条第 7 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により昭和51年 4 月 19 日認可したから、同法第48条第 9 項の規定により公告する。

昭和51年 4 月 30 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第507号

昭和51年 1 月 19 日付で下石崎干拓土地改良区から申請のあつた下石崎地区土地改良事業については、土地改良法 (昭和24年法律第 195 号) 第48条第 7 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により昭和51年 4 月 22 日認可したから、同法第48条第 9 項の規定により公告する。

昭和51年 4 月 30 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第508号

土地改良法 (昭和24年法律第 195 号) 第48条第 7 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により、次の土地改良事業については適当と決定したので、同条第 6 項の規定により公告し、当該事業を行う土地改良区定款 (写し) 及び事業計画書 (写し) を縦覧に供する。

昭和51年 4 月 30 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

土地改良区	実施地区	縦覧の期間	縦覧場所
石岡台地	西野寺	昭和51年5月10日から 昭和51年5月31日まで	千代田村
大和村西	川端	同上	大和村

茨城県告示第509号

鹿島郡旭村造谷 901 番地江沼藤次郎ほか 5 名から昭和51年 3 月15日付で認可申請のあつた八前地区土地改良事業(共同施行)は適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第3項において準用する同法第5条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和51年4月30日

茨城県知事 竹内藤男

1 縦覧に供する書類

- (ア) 八前地区土地改良事業共同施行規約の写し
- (イ) 八前地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和51年5月6日から昭和51年5月26日まで

3 縦覧の場所 旭村役場

茨城県告示第510号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和51年4月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和51年4月30日

茨城県知事 竹内藤男

1 道路の種類 県道

2 路線名 下宿常陸鴻巣停車場線

3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員	延長	摘要
那珂郡那珂町大字飯田字中新田東 2439番の1地先から	旧	最大 7.0 メートル	2,323.5 メートル	
		最小 4.0		
那珂郡那珂町大字鴻巣字油免 1261番の4地先まで	新	最大 25.0 最小 4.0	2,323.5	
		最大 45.0 最小 5.5		

茨城県告示第511号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により事業計画の変更を認可したので、同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により、次のように告示する。

昭和51年4月30日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 施行者の名称 日 立 市

2 都市計画事業の種類及び名称

日立都市計画下水道事業 日立公共下水道

3 事業施行期間 昭和44年4月1日から昭和58年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

日立市東成沢町2丁目の一部、旭町1丁目、2丁目、3丁目の一部、会瀬町1丁目の一部、神峰町2丁目の一部、東町3丁目の一部、中成沢町3丁目の一部、東成沢町3丁目の一部、東成沢町1丁目の一部

(2) 使用の部分

日立市白銀町1丁目の全部、2丁目、3丁目の大部。宮田町1丁目、2丁目、3丁目、4丁目の全部、5丁目の一部。本宮町2丁目の全部、1丁目、3丁目、4丁目の大部。高鈴町3丁目、4丁目の全部、1丁目の大部、2丁目の一部。神峰町1丁目、2丁目、3丁目、4丁目の全部。若葉町1丁目、2丁目、3丁目の全部。東町1丁目、2丁目、3丁目の全部、4丁目の一部。平和町1丁目、2丁目の全部。助川町1丁目、2丁目、3丁目の全部、4丁目、5丁目の大部。鹿島町1丁目、2丁目、3丁目の全部。弁天町1丁目、2丁目、3丁目の全部。幸町1丁目、2丁目、3丁目の全部。旭町1丁目、2丁目、3丁目の全部。相賀町の全部。城南町1丁目、2丁目、3丁目の全部、4丁目、5丁目の大部。会瀬町2丁目、3丁目、4丁目の全部、1丁目の全部。西成沢町1丁目、2丁目、3丁目、4丁目の大部。中成沢町1丁目、2丁目の全部、3丁目、4丁目の大部。東成沢町2丁目の全部、1丁目、3丁目の大部。大久保町1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目の全部。大久保町字寺前の全部。大久保町字塙山の大部。金沢町字塙山北の全部。金沢町字塙山、字萩内、字タラ内、字道メキ、字椎名前、字山道の大部。千石町1丁目、2丁目、3丁目、4丁目の全部。末広町1丁目、2丁目、3丁目の全部、4丁目、5丁目の大部。桜川町1丁目、2丁目の全部、3丁目、4丁目の大部。多賀町1丁目、2丁目、3丁目の全部、4丁目、5丁目の大部。諏訪町字大平、字山居沢の大部。大久保町字羽黒、字鉾の宮、字花立の大部。諏訪町1丁目、2丁目の全部、3丁目、4丁目の大部。鮎川町1丁目、2丁目、3丁目の全部、4丁目、5丁目、6丁目の大部。東多賀町1丁目の大部、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目の全部。河原子町1丁目、2丁目、3丁目の大部、4丁目の全部。国分町1丁目の全部、2丁目、3丁目

の大部。

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会告示第18号

道路交通法 (昭和35年法律第 105 号) 第 4 条第 1 項の規定により, 茨城県公安委員会が行う交通規制 (昭和45年茨城県公安委員会告示第 9 号) の一部を次のように改正する。

昭和51年 4 月 30 日

茨城県公安委員会委員長 新 堀 正 孝

別表第 3 水戸警察署管内の表中23の項を次のように改める。

23	削 除
----	-----

別表第 4 水戸警察署管内の表中39の項の次に次のように加える。

40	市 道	水戸市石川 2 丁目4268番先から同市石川 2 丁目4046番先まで (根本方前から渡辺産婦人科医院前まで)	約 700	午前 7 時 30 分 から 午前 8 時 30 分 まで	車 両 (自転車を除く。)
41	市 道	水戸市石川 3 丁目4134番先から同市東赤塚224番先まで (清水方前から横谷方前まで)	約 800	午前 7 時 30 分 から 午前 8 時 30 分 まで	車 両 (自転車を除く。)

同表 麻生警察署管内の表中 4 の項の次に次のように加える。

5	町 道	行方郡潮来町大字延方乙370番の 3 先から同郡同町同字乙1146番先まで (成島方前から黒須方前まで)	約 1,300	日曜休日を除く 午前 7 時から 午前 8 時まで	車 両 (自転車を除く。)
---	-----	--	---------	---------------------------------	------------------

同表 下館警察署管内の表中 6 の項の次に次のように加える。

7	町 道	真壁郡関城町大字関本中1060番の 9 先から同郡同町同字388番先まで (鈴木ストア前から関城西小学校前まで)	約 200	日曜休日を除く 午前 7 時から 午前 8 時 30 分 まで	車 両 (自転車を除く。)
---	-----	--	-------	--	------------------

別表第 7 水戸警察署管内の表中100から102までの項を次のように改める。

100	水戸市石川 3 丁目4134番先 (清水方前交差点)	大塚町方面からの右折及び大工町方面からの左折を禁止	終 日	大型貨物 車 両 (自転車を除く。)
101	水戸市東赤塚224番先 (横谷方前交差点)	自由ヶ丘方面からの右折及び赤塚駅方面からの左折並びに常磐線を経て三和電機方面からの直進を禁止。	午前 7 時 30 分 から 午前 8 時 30 分 まで	車 両 (自転車を除く。)

102	水戸市赤塚1丁目2058番先 (筑波商店前交差点)	松ヶ丘方面からの右折及び 左折並びに河和田方面から の右折及び左折を禁止	終 日	大型貨物
			午前7時30分 から 午前8時30分 まで	車 両 (自転車を除く。)

同表中 463の項の次に次のように加える。

464	水戸市石川2丁目4046番先 (渡辺産婦人科医院前交差点)	河和田方面からの右折及び 西原方面からの左折並びに 堀町方面からの直進を禁止	午前7時30分 から 午前8時30分 まで	車 両 (自転車を除く。)
465	水戸市石川2丁目4268番先 (根本方前交差点)	西原町方面からの右折及び 赤塚町方面からの左折を禁 止	午前7時30分 から 午前8時30分 まで	車 両 (自転車を除く。)
466	水戸市石川3丁目4138番先 (桐原方前交差点)	松ヶ丘方面からの右折及び 左折並びに河和田方面から の右折及び左折を禁止	午前7時30分 から 午前8時30分 まで	車 両 (自転車を除く。)

同表 麻生警察署管内の表中33の項を次のように改める。

34	行方郡潮来町大字延方乙 370番の3先 (成島方前交差点)	鹿島町方面からの右折及び 牛堀町方面からの左折を禁 止	日 曜 休 日 を 除 く 午前7時から 午前8時まで	車 両 (自転車を除く。)
35	行方郡潮来町大字延方乙 1146番先 (黒須方前交差点)	県道大賀延方線方面からの 右折及び水原方面からの直 進を禁止	日 曜 休 日 を 除 く 午前7時から 午前8時まで	車 両 (自転車を除く。)

同表 下館警察署管内の表中85の項の次に次のように加える。

86	真壁郡関城町大字関本中 1060番の9先 (鈴木ストア前交差点)	結城市方面からの右折及び 下館市方面からの左折を禁 止	日 曜 休 日 を 除 く 午前7時から 午前8時30分 まで	車 両 (自転車を除く。)
87	真壁郡関城町大字関本中 388番先 (関城西小学校前交差点)	県道下館三和線方面からの 右折及び藤ヶ谷方面からの 左折を禁止	日 曜 休 日 を 除 く 午前7時から 午前8時30分 まで	車 両 自転車を除く。)

別表第12 笠間警察署管内の表中3の項を次のように改める。

3	国 道 50号線	西茨城郡岩瀬町大字鞆田342番の2 先から同郡同町大字岩瀬209番先ま で	約 3,500	40	終 日	高速車 及び 中速車
---	-------------	---	---------	----	-----	------------------

別表第18 笠間警察署管内の表中350の項の次に次のように加える。

351	西茨城郡岩瀬町大字富谷1464番先					
352	西茨城郡岩瀬町大字富谷1970番の1先 (石川方脇)					

同表 麻生警察署管内の表中40及び41の項を次のように改める。

40	行方郡北浦村大字小幡1101番の47先 (金井商店前)
41	行方郡玉造町大字井上184番の1先

同表中 396の項の次に次のように加える。

397	行方郡玉造町大字井上96番先
398	行方郡北浦村大字小幡1101番の43先 (金井商店向い側)

同表 真壁警察署管内の表中168の項の次に次のように加える。

169	真壁郡大和村大字羽田804番の1先 (共同墓地脇)
170	真壁郡大和村大字羽田123番の2先
171	真壁郡大和村大字大国玉1422番先
172	真壁郡大和村大字国玉1625番先 (排水路脇)
173	真壁郡大和村大字大国玉643番の5先 (代田方脇)
174	真壁郡大和村大字大国玉587番の1先
175	真壁郡大和村大字大国玉262番先 (佐藤石材入口)
176	真壁郡大和村大字大国玉372番の2先 (高森工業団地入口)
177	真壁郡大和村大字大国玉362番先
178	真壁郡大和村大字大国玉1880番の2先 (上坂商店前)
179	真壁郡大和村大字大国玉208番の2先
180	真壁郡大和村大字大国玉2019番の3先
181	真壁郡大和村大字高久1968番先
182	真壁郡大和村大字大国玉2418番先
183	真壁郡大和村大字大国玉2681番先

184	真壁郡大和村大字金敷3109番の2先 (飯島たばこ店脇)
185	真壁郡大和村大字金敷344番先 (消防器具置場脇)
186	真壁郡大和村大字高久722番先
187	真壁郡大和村大字高久486番先 (今井青果店脇)
188	真壁郡真壁町大字原方557番の1先
189	真壁郡大和村大字大国玉606番の2先
190	真壁郡大和村大字高久919番先
191	真壁郡真壁町大字田171番先 (菱沼方前)

別表第20 下館警察署管内の表中61の項の次に次のように加える。

62	町道	真壁郡関城町大字関本中1060番の9先から同郡同町同字388番先まで両側(鈴木ストアー前から関城西小学校東側交差点まで)	約	200	終	日	車	両
----	----	--	---	-----	---	---	---	---

公 告

●小売販売業者甲の臨時登録

食糧管理法施行規則(昭和22年農林省令第103号)第22条の2第2項の規定により次の者を小売販売業者甲として登録した。

昭和51年4月30日

茨城県知事 竹内 藤 男

「次の者」は省略し、茨城県農林水産部流通対策課及び県北・鹿行・県西農林事務所において縦覧に供する。

●基本測量の実施

測量法(昭和24年法律第188号)第4条の規定に基づく基本測量を、次のとおり実施する旨通知があつたので、同法第14条第3項の規定により公示する。

昭和51年4月30日

茨城県知事 竹内 藤 男

- | | | |
|---|------|-------------------------|
| 1 | 測量機関 | 建設省国土地理院 |
| 2 | 作業種類 | 基本測量(現地調査作業) |
| 3 | 作業期間 | 昭和51年5月1日から昭和52年3月10日まで |

- 4 作 業 地 域 岩井市, 水海道市
北相馬郡守谷町
筑波郡谷和原村
-

●土地立ち入り測量

土地収用法(昭和26年法律第219号)第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和51年4月30日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 起業者の名称 茨 城 県
 - 2 事業の種類 県道 守谷流山線道路改良工事
 - 3 立ち入ろうとする土地の区域
取手市大字戸頭字大明神, 字供平, 字三斗蒔, 字飯田山, 字上川, 字上郷及び字西下地内
北相馬郡守谷町大字守谷字足軽町地内
" " 大字乙字字裏門, 字新町, 字原畑, 字上ノ台, 字清水及び字向山地内
 - 4 立ち入ろうとする期間
昭和51年4月30日から昭和52年3月31日まで
-

●役員の名及び住所

志々前土地区画整理組合の理事の名及び住所を土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第29条第2項の規定により、次のとおり公告する。

昭和51年4月30日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- | | | | |
|-----|-----|-----|-----------------|
| 理 事 | 佐 藤 | 勝 | 日立市東金沢町2丁目8番10号 |
| 同 | 安 | う め | " " 2丁目24番20号 |
| 同 | 大 内 | ア キ | " 河原子町2丁目19番7号 |
| 同 | 小 室 | 弘 喜 | " 東大沼町1丁目4番51号 |
| 同 | 助 川 | 泰 一 | " 諏訪町3丁目4番8号 |
-

●都市計画の図書の縦覧

石岡都市計画道路(3.6.9停車場泉橋線)の変更に伴い、石岡市から当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和51年4月30日

茨城県知事 竹内 藤 男

縦覧場所 茨城県庁土木部都市計画課

鹿島臨海都市計画汚物処理場(1.鹿島町汚物処理場)の決定に伴い、鹿島町から当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第2項により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和51年4月30日

茨城県知事 竹内 藤 男

縦覧場所 茨城県庁土木部都市計画課

●道路位置の指定

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和51年4月30日

茨城県知事 竹内 藤 男

指定番号	指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員 (m)	延 長 (m)
竜土木指令 第217号	51.4.14	度会 照子	取手市大字吉田 127	取手市大字吉田字寺脇 50-21	4.00	5.00
水土木指令 第307号	51.4.16	横山 正義	高萩市高浜町 1-606	勝田市大字足崎字原 412-12, 413-2	4.00	30.50
高土木指令 第225号	51.4.19	鈴木 正博	" 有明町 3-64-75	高萩市大字下手綱字石 河原1497-1, 1498-1	4.00	109.70
境土木指令 第139号	51.4.20	(株)サンワ 商事 代表取締役 小池 良治	古河市下山町 7-7	古河市大字古河字 7362-2, 4, 5 城郭外7363-2	4.00	46.40
" 第140号	"	山中竹之進	猿島郡総和町 大字東牛谷 2-1	猿島郡総和町大字西牛 谷字久保872-4	4.00	20.70

●住宅地造成事業の工事完了

旧住宅地造成事業に関する法律 (昭和39年法律第 160 号) 第12条第 3 項の規定に基づき, 次の地域の工事が昭和51年4月14日に完了した。

昭和51年4月30日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 工事を完了した施行地区又は工区に含まれる地域の名称

岩井市大字矢作字浅間3004番149及び3980番

- 2 事業主の住所及び氏名

土浦市下高津155番地

株式会社 霞 工 業

★ 県政の総覧 ～ 県民の六法 ★

茨 城 県 報

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知つてもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部文書課までお申し込み下さい。購読料は，昭和51年4月1日から送料とも1ヵ月1,000円です。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 1, 0 0 0 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所